

【目次】

- 1 県内の主なトピックス
- 2 労働関係法令等の改正(1項)
- 3 国や県などの取り組みのお知らせ(6項)
- 4 セミナー、フォーラム情報のお知らせ(2項)
- 5 各種助成金のお知らせ(2項)
- 6 その他(いわて女性活躍企業等認定制度について)(1項)

「岩手で働く」を実現するための情報誌



GOOD JOB, IWATE!
MANY GOOD JOBS.

1 県内の主なトピックス

1 働き方改革関連法説明会のご案内



厚生労働省 岩手労働局、労働基準監督署 主催

「働き方改革関連法説明会」

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます！！

《主な改正の内容》

- ① 時間外労働の上限規制の導入
- ② 年次有給休暇の確実な取得が必要
- ③ 正規・非正規間の不合理な待遇差の禁止

**参加費
無料**

事業主、人事労務担当者、労働者等の皆様を対象とした説明会を開催しますので、ご参加ください。

開催地	日 程	会 場	締切
二 戸 定員:130人	11/13(火) 13:30~16:00	二戸市シビックセンター ホール (二戸市石切所字荷渡6-2)	11/6
大船渡 定員:240人	11/15(木) 13:30~16:00	大船渡市民文化会館リアスホール マルチスペース (大船渡市盛町字下館下18-1)	11/8
盛 岡 定員:500人	11/19(月) 14:00~16:30	いわて県民情報交流センター(アイーナ)小田島組☆ほ〜る (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)	11/12
釜 石 定員:150人	11/27(火) 13:30~16:00	釜石情報交流センター チームスマイル・釜石PIT(多目的集会室) (釜石市大町1-1-10)	11/20
花 巻 定員:200人	12/3(月) 13:30~16:00	花巻市文化会館 中ホール (花巻市若葉町3-16-22)	11/26
宮 古 定員:350人	12/5(水) 13:30~16:00	宮古市民文化会館 中ホール (宮古市磯鶏沖2-22)	11/28
一 関 定員:450人	12/7(金) 13:30~16:00	一関文化センター 中ホール (一関市大手町2-16)	11/30
盛 岡 定員:500人	12/13(木) 14:00~16:30	いわて県民情報交流センター(アイーナ)小田島組☆ほ〜る (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)	12/6
奥 州 定員:500人	12/19(水) 13:30~16:00	奥州市文化会館Zホール 中ホール (奥州市水沢佐倉河字石橋41)	12/12

【説明会の内容】

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正
- (2) パートタイム労働法、労働契約法の改正
- (3) 労働者派遣法の改正
- (4) 各種助成金のご案内

労働局の各担当者が最新の内容を解説します。

《 問い合わせ先 》

岩手労働局 雇用環境・均等室
盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
電話 019-604-3010
ファックス 019-652-7782

参加申込方法

岩手労働局ホームページから「参加申込票」を印刷

必要事項を記入

岩手労働局雇用環境・均等室へファックス

参加申込完了

2 労働関係法令等の改正

働き方改革関連法案

1

「働き方関連法案」が2019年4月1日から順次施行されます！！

「働き方改革関連法案」について、どのようなものがあるのかをご紹介します。

☐ 「働き方改革関連法」の概要について

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を図るための「働き方改革関連法」が制定されました。

〈「働き方改革関連法」の概要〉

項目		内容	施行時期
長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等	時間外労働の上限規制	原則：付45時間、年360時間 例外：年720時間、月100時間未満、複数月平均80時間	大企業 2019年4月 中小企業 2020年4月
	有給休暇取得の義務化	有給休暇が10日以上ある労働者について、うち5日の取得を企業に義務付け	2019年4月
	割増賃金率の猶予措置廃止	月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止	中小企業 2023年4月
	高度プロフェッショナル制度の創設	高収入で専門的知識を持った労働者について、本人の同意等を条件に労働時間規制から外す。勤務時間に縛られずに働ける代わりに、残業代や深夜・休日手当が支払われない	2019年4月
	勤務間インターバル制度	前日の就業時刻と当日の始業時刻の間に一定の休息時間の確保について、事業主の努力義務	2019年4月
雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保	同一労働同一賃金	正社員と非正規労働者の待遇に不合理な差をつけることを禁止	大企業 2020年4月 中小企業 2021年4月

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります！！

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上¹の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

法律について

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

課題解決の支援

働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html 
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx 
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/ 
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm   
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/ 
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサボ https://iryuu-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/ 

その他

その他の相談窓口

国や県では引き続き、労働条件の改善やいわて労働委員会委員による出前講座、無料労働相談会を実施しています。

1

雇う上でも、働くうえでも、最低限のルール。

岩手県の最低賃金が、平成30年10月1日から「762円」になりました！

☐ 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

☒ 働くすべての人が対象！

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、すべての労働者に適用されます。

☒ 最低賃金未満の労働契約は

無効！

無効となっている最低賃金との差額は、さかのぼって請求できます。

☒ 岩手県最低賃金の不払は

50万円以下の罰金！

☒ 実際の賃金が最低賃金以上となっているか確認！

チェックしたい賃金(※)を時間額にして、最低賃金と比較する。

1 時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(762円)

2 日給の場合

日給 $\div$ 1日の所要労働時間 $\geq$ 最低賃金額(762円)

3 月給の場合

月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(762円)

4 上記1～3の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当(職務手当等)が月給制などの場合は、それぞれ上記1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(762円)と比較します。

※最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午前10時から午後5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

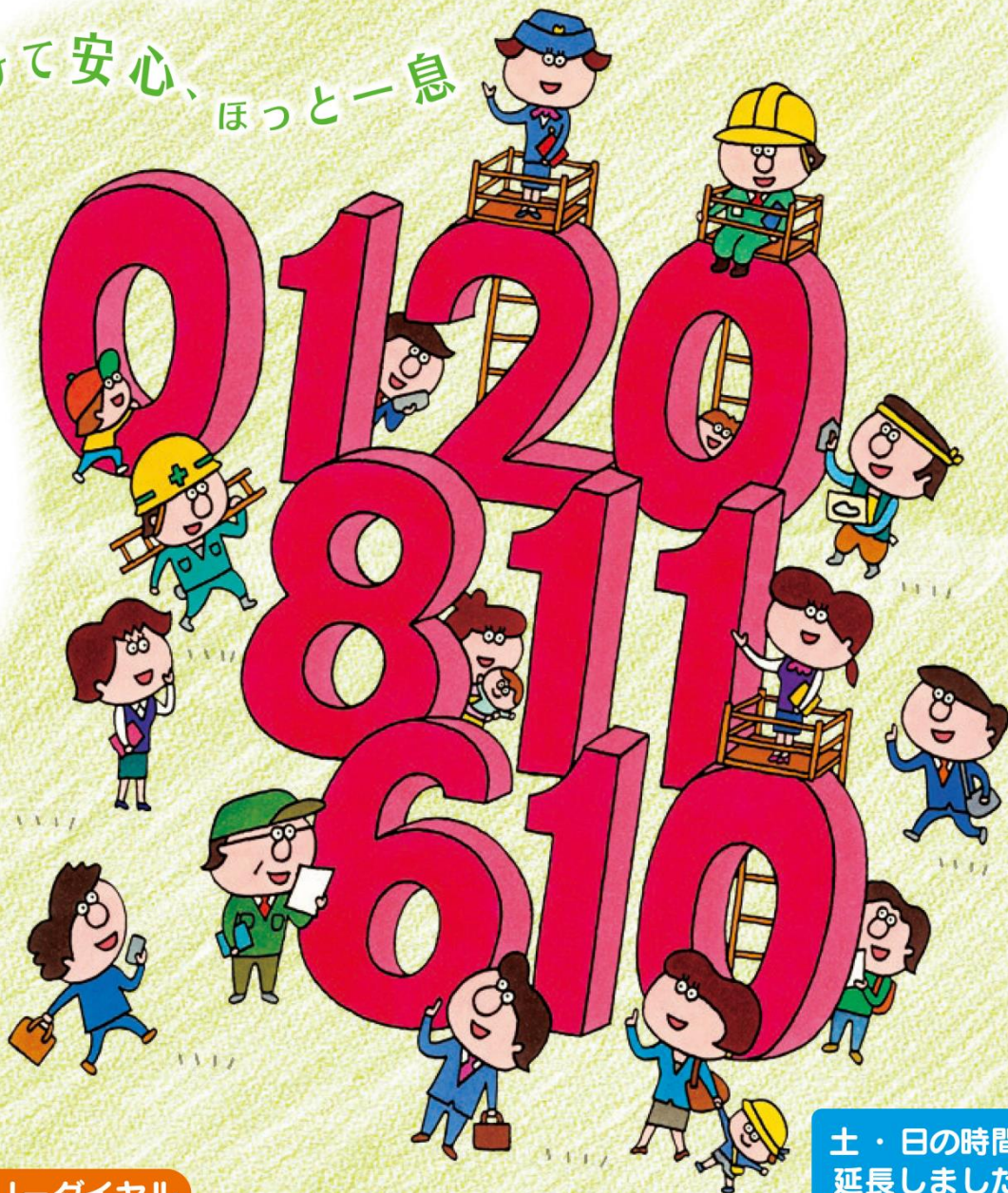
☐ 労働条件をめぐる悩みや不安・疑問は労働条件ほっとラインへ

 ひと、くらし、みらいのために
 厚生労働省 委託事業

 労働条件をめぐる**悩みや不安・疑問**は

労働条件 相談 ほっとラインへ

かけて安心、ほっと一息


フリーダイヤル

 は い ! ろ う どう
0120-811-610

 相談
 対応
 時間

 月～金 祝日を含む
 土・日

 17:00～22:00
 9:00～21:00

年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。


**土・日の時間を
 延長しました。**



労働条件相談 「ほっとライン」に相談してみよう! 0120-811-610

- (1) この事業は、厚生労働省の委託事業です。平成30年度は、公益社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託して運営しています。労働基準監督署などが閉庁している平日夜間、土日に電話でご相談いただけます。
- (2) 労働時間の管理・割増賃金の支払い・職場の安全衛生など労働基準関係法令に関するご相談に応じ、法令や判例その他の情報を提供するなどにより、悩みや不安・疑問を減らす、無くすのをお手伝いします。
- (3) セクハラ・パワハラ・マタハラなど職場のいじめや嫌がらせについてのご相談には関係情報の一部のご紹介に止め、専門の相談窓口をご案内するのを基本としています。
- (4) 「労働条件相談ほっとライン」は、無料で通話できるフリーダイヤルです。全国どこからでも、固定・携帯電話どちらからでも利用いただけます。
- (5) ご相談の際は、次の点にご留意いただくとともにご理解・ご協力をお願いしています。
 - ① 相談対応の品質をより高く維持するため、通話の内容を録音させていただきます。
 - ② できるだけ多くの皆さんにご利用いただくため、ご相談が長時間に及ぶことのないようお願いします。
 - ③ 相談対応終了時刻を超えそうなご相談の場合には、翌日以降におかけ直しいただきますようお願いいたします。
 - ④ 労働条件ではない事柄のご相談には、それぞれふさわしい相談機関をご案内させていただきます。

岩手県内の認定企業好事例集 のご案内

こんな悩みごとはありませんか？

- 女性が活躍できる職場を目指したいが育成の仕方が分からない。
- 育児休業者は増えているが休業期間の業務の穴埋めに苦慮している。
- 『働き方改革』と言われるけれど、具体的に何に取り組んだらよいのか分からない。
- 残業削減に取り組んでみたけれど効果が上がらない。

社長・人事
必見！

そんな悩みを持つ岩手県内の
すべての企業に読んでいただきたい！

岩手県内の認定企業(※)の取組事例をご紹介します！

女性活躍 働く女性をPR（小売業）

会社説明会に女性社員が参加し学生に働く姿をアピール。HPや会社案内でも活躍する女性社員を積極的にPRしたところ、説明会での学生動員数が2倍以上に増加！

女性活躍 子育て期等の転勤配慮（小売業）

転勤の伴う総合職と比べても、昇格やキャリアアップが遅くならない地域限定社員への転換制度の実施

育児休業 多能工化（宿泊業）

部署を超えた連携が取れており、休業中の引き継ぎは他部署のメンバーが行うことも可能

育児休業 高齢者等の活用（老人介護福祉業）

資格の必要のない業務は、高齢者や以前勤務していた者等を雇用し、繁忙な時間帯に対応

育児休業 多能工化（建設業）

業務手順書の作成や正副で業務を行うことで、一人が急に休んでも仕事に穴が空く事態を防止

育児休業 短時間正社員（老人介護福祉業）

所定労働時間が短い短時間正社員を募集することで、人材確保が難しい夜間勤務等の職務でも応募を獲得

育児休業 計画的な人員確保（老人介護福祉業）

妊娠判明時点で来期の高校新卒者の採用計画に入れ込むことにより、計画的に人員を確保

残業削減 集中タイム（教育・学習支援業）

書類作成に集中できる時間を作って、事務作業の効率化を推進

残業削減 管理職が率先して退社（製造業）

管理職の業務がないときは速やかに帰宅し退社しやすい雰囲気作り

残業削減 会議の効率化（福祉業）

会議の前に資料を配付し目を通すことにより、会議時間を削減。夕方には会議を入れず1時間以内会議終了

年休取得促進 分割付与（医療業）

「採用日に3日、採用6か月後に7日」と分割付与することにより採用直後でも年休取得を可能に

年休取得促進 ライフイベントに併せて（小売業）

ライフイベントがある従業員に上司から声掛けを行い、年休を3日連続で取得することを奨励

※認定企業とは、

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び若者雇用促進法に基づき、企業からの申請により厚生労働大臣が認定する制度。岩手県内では平成30年6月末現在、43社を認定している。



岩手労働局認定部（認定制度を推進するプロジェクトチーム）

岩手労働局雇用環境・均等室

TEL 019-604-3010

職業安定部職業安定課

TEL 019-604-3004

H30.7

岩手労働局
ホームページ

すぐに取り入れたい好事例をご紹介します！

認定企業ごとの好事例 岩手労働局

検索

学生のみなさん

ご存じですか？

厚生労働省の

岩手県内の認定企業一覧

(平成 30 年 8 月 8 日現在)

- 3つの認定制度があります。
- それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。
- 岩手県内の認定企業は以下のとおりです (公表企業のみ掲載)。

各社の取組内容は岩手労働局ホームページで見ることができます (青字企業)

ホーム> 労働局について> 業務内容> 雇用環境・均等室>

岩手県内の女性活躍企業・子育て支援・若者育成支援企業> 認定企業ごとの好事例



若者雇用促進法に基づく

ユースエール認定企業

一若者の採用・育成に積極的な企業ですー

	企業名	所在地	業種・認定時期		企業名	所在地	業種・認定時期
1	(株)エステモータースクール	滝沢市	教育学習支援業 H27.12	5	朝田建設(株)	平泉町	建設業 H30.1
2	トラスト東北(株)	一関市	卸小売業 H28.2	6	(社)薬水会	釜石市	介護福祉業 H30.1
3	(株)小田島組	北上市	建設業 H29.11	7	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業 H30.3
4	カルソニックカンセイ岩手(株)	北上市	製造業 H29.11	8	栗原建設(株)	奥州市	建設業 H30.3



次世代育成支援対策推進法に基づく

くるみん・ブラチナくるみん認定企業

一子育てサポートに積極的な企業ですー

	企業名	所在地	業種	認定回数・時期		企業名	所在地	業種	認定回数・時期
1	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育学習支援業	☆☆☆H29.4	16	(株)丹野組	二戸市	建設業	☆☆H25.10
2★	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	☆☆☆H28.1	17	盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業	☆☆H26.2
3	(株)ウェルファム	矢巾町	医療福祉業	☆☆H23.8	18	(社)誠心会	葛巻町	医療福祉業	☆☆H26.3
4	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	☆☆H24.3	19	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	☆☆H26.6
5	(株)エフビー	山田町	製造業	☆☆H24.7	20	(社)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業	☆☆☆H28.6
6	(国)岩手大学	盛岡市	教育学習支援業	☆☆H24.7	21	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業	☆☆H26.11
7★	(株)ブラザ企画	奥州市	宿泊業	☆☆☆H30.2	22	(社)若竹会	宮古市	医療福祉業	☆☆H27.4
8	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	☆☆H24.10	23	(株)管文	二戸市	卸小売業	☆☆H27.5
9	杜陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	☆☆H27.5	24	(社)胆沢やまゆり会	奥州市	医療福祉業	☆☆H27.7
10	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	☆☆H25.2	25	(社)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業	☆☆H27.7
11	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	☆☆H25.3	26	岩手スノビル自動車(株)	盛岡市	自動車販売業	☆☆H27.10
12	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	☆☆H25.3	27	(社)新生会	矢巾町	障害者福祉業	☆☆H28.1
13	(社)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業	☆☆H25.7	28	(株)水清建設	矢巾町	建設業	☆☆H30.7
14	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業	☆☆H25.7	29	(株)日盛ハウジング	盛岡市	建設業	☆☆H30.4
15	(社)和江会	北上市	医療福祉業	☆☆H25.10	30	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業	☆☆H30.5

☆☆…くるみん取得

★…ブラチナくるみん取得

…労働者数 100 人以下 (次世代行動計画策定等が努力義務) の企業



女性活躍推進法に基づく

えるぼし認定企業

一女性の活躍が進んでいる企業ですー

	企業名	所在地	業種	認定の種類・時期		企業名	所在地	業種	認定の種類・時期
1	(株)薬王堂	矢巾町	小売業	3段階目 H28.5	6	(社)永友会	盛岡市	医療福祉業	3段階目 H29.11
2	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	3段階目 H28.5	7	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業	3段階目 H30.1
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	3段階目 H28.6	8	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業	3段階目 H30.5
4	(株)ブラザ企画	奥州市	宿泊業	3段階目 H29.3	9	(有)オーツー	盛岡市	建設業	2段階目 H30.8
5	イオンスーパーセンター(株)	盛岡市	小売業	3段階目 H29.6					

…労働者数 300 人以下 (女性活躍推進行動計画策定等が努力義務) の企業

お問い合わせは 岩手労働局

- ユースエール認定については…職業安定部職業安定課 (TEL:019-604-3004)
- くるみん、ブラチナくるみん、えるぼし認定については…雇用環境・均等室 (TEL:019-604-3010)

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しましょう！

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

各企業において、来年度の業務計画等の作成に当たり、従業員の年次有給休暇の取得を十分に考慮するとともに、年次有給休暇の計画的付与制度の導入を検討しましょう。



労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、10日以上^注の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日^注、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

詳細については、厚生労働省のホームページ「働き方改革の実現に向けて」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>)をご覧ください。

^注 計画的付与制度をはじめ、労働者が取得した年次有給休暇の日数分は時季指定の必要がなくなります。

【キッズウィーク】

地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組（キッズウィーク）が平成30年度から始まっています。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



[WEBページはこちら]

労使一体となって計画的に 年次有給休暇を取得しよう



働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？



土日・祝日に年次有給休暇を
組み合わせて、連休を実現する
「プラスワン休暇」。

労使協調のもと、年次有給休暇を
組み合わせて、3日（2日）+1日以上の
休暇を実施しましょう。

2018年9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24	25	26	27	28	29

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が8.5ポイント高くなっています（平成28年）※。この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく計画的な
業務運営ができます。

従業員

ためらいを感じずに、
年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

例えば、2018年の10月に導入すると？

年次有給休暇を土日、祝日と
組み合わせて、連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇に
することができます。また、点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組
み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2018年10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

岩手県労働委員会委員による出前講座のお知らせ

岩手県労働委員会では、県内の労働者団体、使用者団体を対象に、より良い労使関係を築くための知識や労働委員会の紛争解決制度などを解説する出前講座を実施しています。

経験豊富な県労働委員会の委員が講師となり、労働委員会で実際に起きた事例等を交えながら、労使関係で留意すべき点などについてお話しします。
会議や研修会等に、ぜひ御利用ください。

出前講座の概要 ※詳細はお問合ください	
講師	県労働委員会の委員
対象	県内の使用者団体・労働者団体の会議や研修会など
日程等	できる限り御希望に沿うように調整しますので、希望日及び時間を御相談ください。
経費	講師派遣に要する費用は、県労働委員会が負担します。 (講演料、旅費は不要です。)
申込方法	開催予定日のおおむね1か月前までに、県労働委員会事務局に申し込みください。

お申込み・問い合わせ先

岩手県労働委員会事務局 019-629-6277

盛岡市内丸10番1号(岩手県庁11階)

ホームページ [岩手県労働委員会](#)

[検索](#)

職場のトラブルで悩んでいませんか？岩手県労働委員会の委員が相談に応じます。

労働問題に詳しく、豊富な知識と経験のある労働委員会の委員が労使間の問題解決に向けて相談に応じます。ひとりで悩まず、まずは御相談ください。秘密は守ります。

県労働委員会委員による 月例無料労働相談会

開催日時	平成30年10月19日(金)、11月26日(月) 13:15~14:45
場所	県庁11階(労働委員会委員室)
予約受付	0120-610-797 ・相談希望日の前日12時までに予約(平日8:30~17:15) (11月は22日12時まで) ・受付人数 各相談日2人まで(先着順)

※詳細については13ページに掲載

県労働委員会委員による 出前無料労働相談会

開催日時	場所	予約受付
平成30年10月6日(土) 午前10時~午後3時	いわて県民情報交流センター アイーナ 7階 710 (盛岡市)	0120-610-797 予約優先。当日会場での受付は 午後2時まで。
平成30年10月14日(日) 午後1時~午後4時	奥州地区合同庁舎(奥州市)	0120-610-797 予約優先。当日会場での受付は 午後3時まで。
	大船渡地区合同庁舎(大船渡市)	
平成30年10月21日(日) 午後1時~午後4時	一関地区合同庁舎 (一関市)	
	宮古地区合同庁舎 (宮古市)	

※詳細については14、15ページに掲載

問い合わせ先

岩手県労働委員会 労働相談なんでもダイヤル 電話 0120-610-797

岩手県労働委員会委員による 月例無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか。
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守ります。

○開催日 **10月19日(金) 11月26日(月)**

○相談時間 **1人45分** (13:15~14:45)

○相談会場 **県庁11階** (労働委員会委員室)

○予約受付 **0120-610-797** (ろうどうでくな) (通話無料)

・相談希望日の **前日12時まで** に**予約** (平日8:30~17:15)
(11月は22日12時まで)

・受付人数 **各相談日2人まで** (先着順)

◎労働問題に詳しく豊富な知識と経験のある**公労使委員**(公益委員: 弁護士・大学教授など、労働者委員: 労働組合役員など、使用者委員: 企業幹部など)が、労使間の問題解決に向けて、**毎月無料でアドバイス**します。

◎労働者の方、使用者の方どなたでも**相談できます**ので、この機会にぜひご利用ください。**秘密は厳守**します。



労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

岩手県労働委員会

盛岡市内丸10-1 岩手県庁11階 Tel019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル

ろうどうでくな



0120-610-797

中立公正・簡易迅速・無料・秘密厳守

(平日8:30~17:15)

労働者・使用者の皆様へ

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、経営者等）による

出前無料労働相談会

労働者・
使用者
いずれも
どうぞ！

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

- **労働委員会**は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する専門的で中立公正な**県の行政機関**です。相談の**秘密は厳守**します。
- **労働委員会の委員**は、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**があります。当日は、**公益委員**（弁護士、学識経験者など）、**労働者委員**（労働団体の役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者からの主な相談

突然の解雇（雇止め）、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など



使用者からの主な相談

退職する社員からの金銭要求、労働条件の話し合いが進まない、突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

10月 6日(土) 盛岡

午前10時～午後3時(受付終了 午後2時)

※ 10月6日の盛岡地区の相談会は、岩手労働局等との合同相談会になります。

なお、当日は、別途岩手労働局による電話での労働相談も行っています。

電話相談時間 9:00～16:00、電話番号 0120-980-783(携帯電話以外の方)、019-604-3002(携帯電話の方)

いわて県民情報交流センター
アイーナ 7階 710

盛岡市盛岡駅西通1-7-1

10月 14日(日) 奥州

地区合同庁舎

奥州市水沢大手町 1 - 2

大船渡

地区合同庁舎

大船渡市猪川町字前田 6 - 1

10月 21日(日) 一関

地区合同庁舎

一関市竹山町 7 - 5

宮古

地区合同庁舎

宮古市五月町 1 - 20

午後1時～4時(受付終了 午後3時)

- 電話による予約をお受けしております。
- 当日受付の場合、予約された方が優先となります。

お問合せ先・予約 岩手県労働委員会事務局

☎ 0120-610-797

盛岡市内丸10番1号〔岩手県庁11階〕

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。
お気軽に御相談ください。

ろうどう で なく な

労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797 (平日 8:30～17:15)

■ 労働委員会の特色と主な役割 ■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)
突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)
退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決(あっせん)

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となつて労使双方の主張をお伺いします。
その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。
もちろん、使用者の方も利用できます。

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会に申請書を提出するだけです。
申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

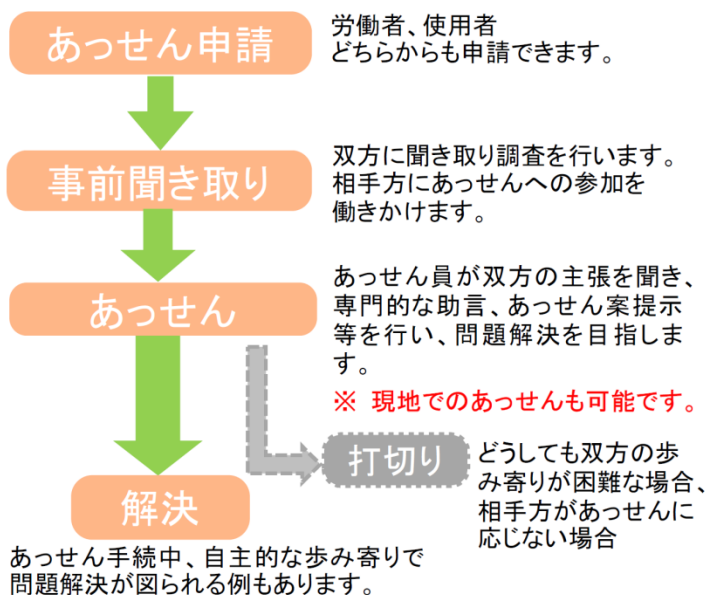
【申請書について】

県庁の労働委員会事務局、県内の各県合同庁舎にあります。県のホームページからもダウンロードできます。

岩手県労働委員会HPの
URLはこちら ⇒



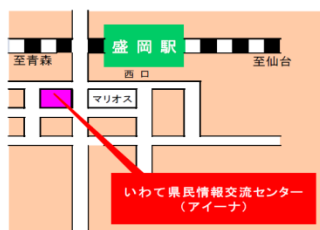
■ 【参考】 あっせん手続の流れ



【お問合せ】

〒020-8570 盛岡市内丸10-1
岩手県労働委員会事務局 調整担当
電話019-629-6276、6277(直通)

～ 各 会 場 の 案 内 図 ～



いわて県民情報
交流センター
アイーナ



大船渡地区合同庁舎



宮古地区合同庁舎



奥州地区合同庁舎



一関地区合同庁舎

近々開催されるセミナー、フォーラム情報についてお知らせいたします！

平成30年度いわて企業の魅力アップ支援セミナーが開催されます！

経営者、人事・労務担当者、一般の方、どなたでも参加できます。どうぞお気軽にご参加ください。
※事前申し込みが必要です。申込締切：10月19日（金）

東北経済産業局受託事業（人権啓発支援委託事業）

「ワーク・ライフ・バランスセミナー」シリーズ関連セミナー

平成30年度

いわて企業の魅力アップ支援セミナー

テーマ

「子育てと仕事の両立支援」

現在、人口減や高齢化などにより、県内企業の人手不足は大きな課題となっています。
そういった状況の中、人材の確保や職場への定着を促進するため、一人ひとりのライフステージに応じた「多様な働き方が選択できる」職場環境づくりは、重要なテーマになってきています。

このセミナーでは、時間的な制約が大きい「子育て期」にスポットをあて、男女問わず子育てと仕事を両立できる環境を実現するための方法や具体的な取組について学びます。

経営者、人事・労務担当者、一般の方、どなたでも参加できます。
お気軽にご参加ください。

講演

「企業における育児休業取得促進のために
～イクメン企業のススメ～」



講師：中小企業診断士・社会保険労務士
Office Miya-line

代表 宮木 公平 氏

[プロフィール・資格等]
中小企業診断士/特定社会保険労務士/ハラスメント防止コンサルタント/認定上級IPOプロフェッショナル



事例発表

「子育てと仕事の両立支援の取組み」

株式会社水清建設
総務部課長 瀧 恵子 氏

情報提供

「両立支援等助成金等について」
岩手労働局 雇用環境・均等室

日 2018

時 10/25 木 13:30～16:45

参加無料

定員100名

※申し込みは裏面をご覧ください。

エスポワールいわて 大ホール

盛岡市中央通1丁目1-38

主催：岩手県 共催：厚生労働省
後援：岩手労働局 一般社団法人岩手県経営者協会 公益財団法人岩手労働基準協会 公益財団法人いきいき岩手支援財団
岩手県男女共同参画センター いわて未来づくり機構 いわてで働く推進協議会

お申込み・お問い合わせ先

岩手県商工労働観光部 雇用対策・労働室 労働担当 電話 019-629-5581

企業の経営者・人事担当者、行政関係者のみなさま

「プチ勤務」で 多様な人材を戦力に！

～成功事例と募集のポイント～

主婦も



シニアも



人材不足が深刻化する中、従来の採用方法やターゲットとは視点を変え、**主婦**や**シニア**なども活躍しやすい「プチ勤務」を導入する企業が増えてきています。

今回の勉強会では、「プチ勤務」を実際に導入した企業の成功事例も交えて、導入のポイントや、求職者に興味をもってもらいたくための求人広告の作成方法などをご紹介します。

「プチ勤務」とは？

シフトに加え、業務の細分化を行うことで生み出される、1日1～3時間、週1～2日といった超短時間勤務のことです。

これまで働きたくても働けなかった主婦層やシニア層が活躍しやすい勤務形態で、やりがいや働く喜びを感じられる新しい働き方です。

それだけでなく、既存従業員の長時間勤務抑制につながる例も出始めています。



30年10月29日(月)14:00～16:00

(受付13:45～)

参加無料
定員50人
(要申込)

会場

シートピアなあと 2階研修ホール

(宮古市臨港通1-20)

対象

企業経営者・人事担当者・行政関係者など

講師

(株)リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンター

センター長 宇佐川 邦子 氏



リクルートグループ入社後、一貫して求人領域を担当。2014年4月より現職。

各々の業界の特色を踏まえ、求人・採用活動、人材育成・定着、さらに定着促進のための従業員満足のメカニズム等、「雇用に関する課題とその解決に向けた新たな取り組み」をテーマに講演・提言を行う。公益社団法人全国求人情報協会常任委員。

主催

岩手県沿岸広域振興局

問合

0193-25-2718(内線238)

協力

宮古市、いわて三陸 復興のかけはしプロジェクト

※ 裏面の申込み用紙で10月22日(月)までにお申込みください

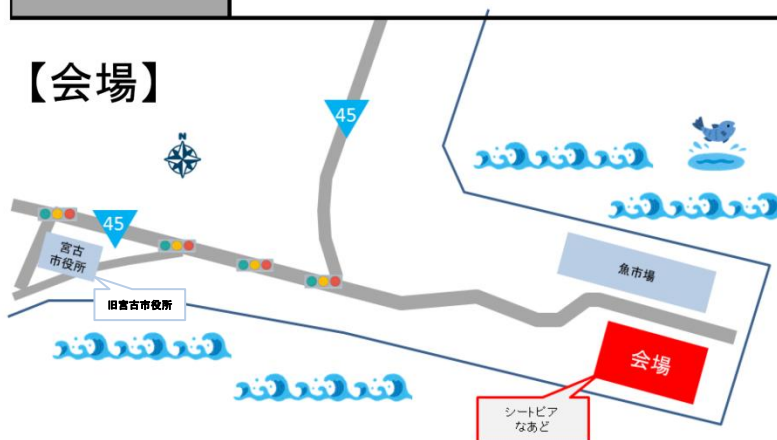
『プチ勤務』で多様な人材を戦力に！参加申込書

10/22(月)締切

送付先 FAX **0193-23-3472** またはメール (ヒ-アイセ`ロセ`ロイチ) BI0001@pref.iwate.jp

事業社名			業種	
所在地			電話番号	
メールアドレス				
申込御担当者	(部署・役職)		(氏名・フリガナ)	
御参加者①	(部署・役職)		(氏名・フリガナ)	
御参加者②	(部署・役職)		(氏名・フリガナ)	
ハローワークへの求人	求人中 ・ 現在なし	(わかれば) 求人番号	— (半角数字5桁) - (半角数字8桁以内)	
ハローワーク以外の求人状況 (いくつでも)	☐ チラシ折込(部数 部程度／折込地域)			
	☐ 求人広告掲載(媒体名)			
	☐ 自社ホームページ			
	☐ その他(求人サイト等)(詳細)			
※求人票・求人広告のコピーがございましたら、お手数ですが添付をお願いします。				
自由記載	求人についての現状やお悩み、御要望、講師に聞いてみたいことなどございましたら御記入ください			

【会場】



【申込・問合せ先】

岩手県沿岸広域振興局
経営企画部 産業振興室
電話：0193-25-2718 (内線238)
FAX：0193-23-3472

平成30年度の助成金についてお知らせいたします。ぜひご活用ください。

U・Iターン中核人材就業支援事業費補助金のお知らせ

中核人材の採用にかかった経費の一部を補助します！

U・Iターン中核人材就業支援事業費補助金のお知らせ

岩手県内の中小企業等が、県外の中核人材を受け入れる際に要した費用を県が補助するものです。(上限100万円)

【中核人材】

- ・就業開始前に、岩手県外に居住し、かつ岩手県外の事業所（補助金申請者と同一の事業主ではないこと）で就業しており、就業に伴い岩手県内へ移住する者。
- ・就業開始時において、事業主が求めるスキルについて10年程度の就業経験を有する者。
- ・岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点と民間人材ビジネス事業者の連携による仲介によって県内事業者へ就業が決定した者。

【補助条件】

- ・補助金の申請は、1事業主あたり通算1人。
- ・中核人材と期間の定めのない雇用契約を締結し、県内就業地において、中核人材を就業させること。
- ・中核人材が岩手県内に移住した後、就業を開始すること。

【対象経費】

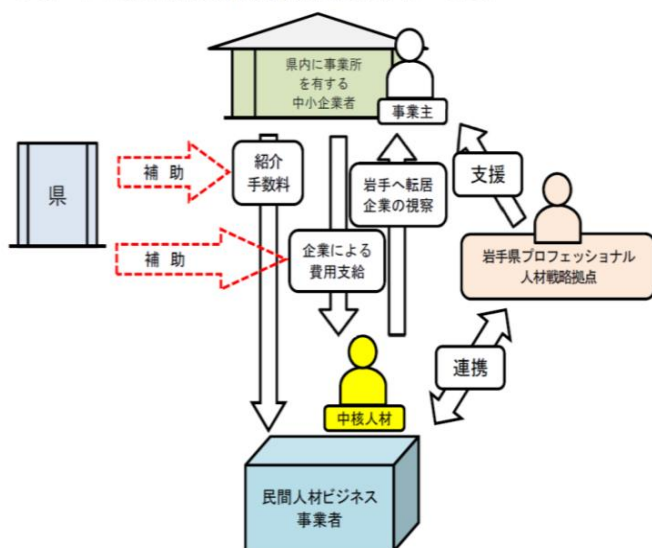
補助事業者が負担する以下の費用（当該事業を実施する会計年度中に支払ったものに限る。）

- (1) 民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料
- (2) 移転費
- (3) 視察旅費

【補助額】

対象経費の2分の1に相当する額以内の額。但し、中核人材1人あたり100万円を上限とする。

U・Iターン中核人材就業支援事業費補助金（イメージ図）



人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）のご案内

生産性向上に資する設備等への投資を通じて生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ等）を図る事業主に対して助成します。

（雇用管理改善を図る事業主の方へ）

1 人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）のご案内

助成金の概要

生産性向上に資する設備等への投資を通じて生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ等）を図る事業主に対して助成します。

助成を受けるためには、雇用管理改善計画（生産性向上に資する設備等を導入すること、雇用管理改善に取り組むこと等）を作成し、都道府県労働局の認定を受け、計画に基づく設備等の導入、賃金アップ等の実施が必要です。

計画期間は下記のA又はBのいずれかを選択し、計画開始日の前とその1～3年後を比較し、目標その他各種要件を満たす場合に下記の表1のとおり助成します。

生産性向上に資する設備等の導入

処遇改善等雇用管理改善を図るため、事業主がICT化、自動化装置等ハード面の整備により、事業所内の生産性の向上を図る設備等が対象となります。

A 雇用管理改善計画期間1年タイプ

・設備導入費用が175万円以上1,000万円未満、中小企業のみ対象

計画開始日の前と比較して、計画期間内に目標の要件を達成すると支給（上乗せ助成は計画の末日の翌日から1年後の日から1年間の間に目標の要件を達成すると支給）

① 計画達成助成 [50万円]

賃金アップ等の目標達成

② 上乗せ助成 [80万円]

生産性向上、賃金アップ等の目標達成

B 雇用管理改善計画期間3年タイプ

・設備導入費用が5,000万円未満については中小企業のみ対象
・設備導入費用が5,000万円以上は全ての企業が対象

計画開始日の前と比較して、計画期間内（1年毎）に目標の要件を達成すると支給

① 計画達成助成（1回目）

生産性向上、賃金アップ等の目標達成

② 計画達成助成（2回目）

生産性向上、賃金アップ等の目標達成

③ 目標達成時助成

生産性向上、賃金アップ等の目標達成

【表1】 計画期間のタイプ、設備導入費用の額により一定額を助成

			(1年目)	(2年目)	(3年目)
A雇用管理改善計画期間1年タイプ			①計画達成助成	—	②上乗せ助成
入設備費用導	175万円以上 1,000万円未満	支給額	50万円	—	80万円
目標要件	賃金アップ上昇率 (計画開始日前の賃金と比較)		2%以上	—	6%以上
	生産性要件 (設備等の導入日の属する会計年度の前年度と比較)		—	—	6%以上
B雇用管理改善計画期間3年タイプ			①計画達成助成 (1回目)	②計画達成助成 (2回目)	③目標達成時助成
設備導入費用	240万円以上 5,000万円未満	支給額	50万円	50万円	80万円
	5,000万円以上 1億円未満		50万円	75万円	100万円
	1億円以上		100万円	150万円	200万円
目標要件	賃金アップ上昇率 (計画開始日前の賃金と比較)		2%以上	4%以上	6%以上
	生産性要件 (設備等の導入日の属する会計年度の前年度と比較)		0%以上	2%以上	6%以上

詳しくは、岩手労働局 職業対策課分室（TEL 019-606-3285）へお問い合わせください。

6 その他

いわて女性活躍企業等認定制度による認定について

1

いわて女性活躍企業等認定制度による認定について

県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等(ステップ1)」、「いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)」として認定しています。

☐ ～女性活躍推進に取り組む企業を認定しています～

認定のメリット(ステップ1、ステップ2共通)

- ・女性の活躍推進に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ・県のホームページ等により、広く県民に紹介します。
- ・職業安定所の求人登録票に表示できます。

認定のメリット(ステップ2のみ)

- ・県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引き下げ(0.05%)の対象になります。
- ・日本政策金融公庫の特別貸付制度「働き方改革推進支援資金(地公体推進施策関連)」を利用できます。

いわて女性活躍認定企業等 13社 (平成30年8月末現在)

認定区分	企業名	認定年月日
ステップ1 	東野建設工業 株式会社 (総合建設業／盛岡市)	平成29年12月28日
	株式会社 アート不動産 (不動産業／盛岡市)	平成30年2月16日
ステップ2 	国立大学法人 岩手大学(教育機関／盛岡市)	平成29年12月28日
	株式会社 北日本朝日航洋 (測量、建設コンサルタント／盛岡市)	平成29年12月28日
	株式会社 プラザ企画(ホテル業／奥州市)	平成29年12月28日
	株式会社 北日本銀行(金融業／盛岡市)	平成30年2月16日
	株式会社 タカヤ(建設業／盛岡市)	平成30年3月19日
	大和リース株式会社岩手支店(建設業／盛岡市)	平成30年3月27日
	東京海上日動火災保険株式会社盛岡支店 (金融業、保険業／盛岡市)	平成30年3月27日
	工藤建設株式会社(建設業／奥州市)	平成30年5月14日
	公立大学法人岩手県立大学(教育機関／滝沢市)	平成30年7月18日
	株式会社いわい(特定建設業／一関市)	平成30年7月18日
	宮城建設株式会社(建設業／久慈市)	平成30年8月8日

いわて女性活躍企業等認定制度についての問い合わせ・申請書提出先

環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当 電話 019-629-5346
 申請書のダウンロード <http://www.pref.iwate.jp/seishounendanjo/46179/059425.html>